

第4回林務部改革推進委員会

(日時・場所) 平成29年9月1日(金)午前10時~12時

県庁議会棟第二特別会議室

(出席者) 【委員】植木 達人 信州大学農学部 教授

高橋 聖明 弁護士

向山 孝一 KOA(株)代表取締役会長

【補助員】樋川 和広 公士(高橋委員補助員)

○あいさつ(林務部長)

前回、2月14日に第3回林務部改革推進委員会を開催し、約半年を経た委員会。この間、大北事案を巡って様々な取り組みを進めてきている。また、県としてもコンプライアンス推進に向けて、様々な取り組みをしてきているので、この後、各担当課長から取組状況等について詳細にご説明をした上で、ご意見等を賜り、今後の対応に向けて、より改革を加速させていきたい。本日も忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長あいさつ

本日、第4回委員会となるが、本年度としてははじめてになる。本日は、平成29年度版林務部コンプライアンス推進行動計画の取組について説明いただくとともに、法的課題検討委員会報告書が8月23日に県に提出されているので、この点とコンプライアンス推進との関係についても、忌憚のないご意見をいただければと思う。この問題、だいぶ長くかかっているが、コンプライアンスの一層の推進を図って、県民の信頼を回復するとともに、県民の期待に応えられる県行政の一助になるようにと考えている。

○大北森林組合補助金不適正受給事案等にかかる取組状況について

資料に基づき説明

○大久保委員の意見紹介

資料に基づき説明

・研修の枠組みはできたが、根本原因を解決するための内容になっているのか検証が必要。特に、専門外の人と専門性の高い人との対話の機会を、研修、あるいは、ディスカッションの場として用意すべき。結果としてできるのではなく、意図して計画する必要がある。

・各種会議について、その運営方法がどうなっているか。以前から言っているように、相互に質問を中心とした会議の運営になっているか。資料ではそこが見えない。伝達と多少の意見交換があっても、適切な質問ができるような場になっていないと効果がない。それとセットになるが、根本原因を探求する習慣がついているか、それを検証するようなことができているか。大事なことは会議体の設定ではなく、その運用がどうなっているか。

・各種会議の課題設定等が適切になされているか。報告事項を少なくし、議論の時間をきちんとつづけているか。議事要旨(議事録は不要)をとるなどして、検証する仕組みが必要。

・今の林務部に必要なのは、一通り形ができてきたが、その運用が本当に効果のあるものなのか。また、効果のあるようなしかけができているのか。そのあたりを具体的に説明頂くとともに、できていなければ、そこを中心に行うべき。形だけ作っても意識が変わらなければなにもかわらない。

【議事要旨】

- ・いつも言っているが、言語化された明確なビジョンができているか。各職場（課）レベルでも必要。部長の考えるビジョンも明示頂きたい。そのビジョンとは、どのような職場にしたいのかというのを具体的に言語化したもの。働き方改革、組織風土などを具体的にビジョンとして示すもの。
- ・県が推進しているリスクマネジメントの資料がはいっていない。具体的なリスクとそのマトリックス、などを提示すべき。また、三行報告は、林務部が率先してお願いしたい。

（委員）

研修の枠組みは出来たが、その内容についての検証が必要とのことだが、実際のところはどうか。

（事務局）

特に二つの面で研修を重視している。一つが意識やコミュニケーション活性化を目的とする研修、それと事業の適正実施や技術的な向上を目的とする研修。どちらについても、大久保委員からのアドバイスもいただき、出来る限り職員間で意見交換をして、課題を掘り下げる時間を作るようにしている。特に、技術研修については、資料と座学で学ぶだけでなく、現場に出て、班ごとに実習し、出来た部分、出来なかった部分、わかりにくかった部分を抽出し、出てきた意見を出来るだけ制度改善に活かすよう研修を行っている。研修効果の検証については、少し欠けていたかと思うので、やり方も含め、もう一度見直していきたい。

（委員）

会議の運営方法と課題設定についての説明を。

（事務局）

会議については、相互に質問を中心とした会議の運営が必要。報告が中心になってしまい、質疑の時間が短く、報告を追認するという慣例がある部分があり、改めて行かなければいけないというご指摘。会議の運営を改めるよう努力をしているところであるが、具体的にどこまでできているのか、今回、資料等でお示しできていないので、今後、明確にできるよう努めてまいりたい。

（事務局）

長野県は南北に長く、職員が参集して意見交換するというのがしづらいことから、テレビ会議などの工夫も行っている。テレビ会議の反省点として、不慣れなこともあり、伝達的になってしまっている点がある。年度末に行った職員意識調査では、現場の職員からももう少し工夫が必要であると受け止めてられている状況。また、コミュニケーションを活性化するために部課長が現地機関を訪問して意見交換をする取組についても、現場の職員が認識してもらいたいことをちゃんと意見交換するような工夫をしてほしい、単に現地機関に来て意見交換をするだけにならないようにしてほしいという意見があるので、今後、さらに改善してまいりたい。

（委員）

運用の効果、明確なビジョン等についてはどうか。

（事務局）

とりわけ林業分野に関して、本格的な林業期を迎える直前の中で各職員がこれからの山をどうするべきか、そこに関わる人間をどうするべきかという部分で迷いがあるのは事実。林務部長として、あるべきビジョンについては、年度当初より広報誌等を通じて、早めに提案するよう心掛けてきて

【議事要旨】

いるが、まだまだ現場の職員まで行き届いているかという点については、工夫の余地がある。また、コンプライアンス推進行動計画を組織的に共有し、部として取り組むという部分についても、もう少し工夫する必要がある。三行報告については、林務部として率先垂範しながら、情報共有に役立てるよう取り組んでいく。

(事務局)

リスクマネジメントについては、全庁的に進めている。総務省では、内部統制の仕組みを企業に準じて自治体も整えるべきということで、平成32年度から始めるとのこと。リスクを拾い出して、その中から重要なものを選択して、毎年、行動基準を作り、PDCAサイクルを回してリスクを管理していく仕組み。三行報告は上司と部下のコミュニケーションを高めるため、三行程度のメールを交換するという仕組みで、試行していく。林務部については、コンプライアンス推進行動計画を詳細に作り、庁内では最も進んでいる。

(委員)

大久保委員からの意見にお答えいただいた。委員からご意見をいただきたい。

(委員)

4つの大きな取組、「県民起点」の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革(しごとの質と生産性の向上)、コンプライアンス推進に向けた体制、これらの取組について、3か月ごとに林務部や林務部長がどのようにPDCAを回しているのかがわかりにくい。林務部のそれぞれの現場で改善、指摘事項がいくつかあったという説明が前回あり、問題意識が醸成されてきているという気がする。それらの改善テーマに対して、どのように取り組み、どのように評価し、評価されたものの中で汎用性のある形で水平展開できるものについては、どのように現場で展開し、その効果がどのように上っているのか。PDCAをこのように回しているという写真や2～3分のビデオで、この課題についてはこういう風実践している、林務部のコンプライアンスを実際に運営していくやり方であると、何かそういうものがあれば、非常にわかりやすい。PDCAのあり方、リスク管理のやり方、人材育成に結びつけるやり方、マネジメント全体が見える。何かいい事例はないか。たくさんの改善項目が現場から上った中で、成果があがるような事例、ひとりひとりの能力アップや組織として知識が足りなかった事例、実際のチェックのやり方で新しいやり方をやった事例、何か具体的な事例があると、評価がしやすい。

(事務局)

資料を用意できなかったことについてはお詫びする。二つ紹介させていただきたい。まず問題を生じさせてしまった造林事業については、この間、いろんな改善をしてきており、一方で改善をしたことにより、労力が増えたり、慣れない部分があったり、軋みや不具合もある。現場の職員を集めて課題の洗い出しもしている中で、今年度、取り組んでいるのが、適正にやるということは当然維持した上で、労力を軽減できるところを軽減する効率化に取り組んでいる。具体的には、IT化などで、現場にスマートフォンを持ちこんで、アプリのようなものも検討しながら、少し効率的に現場調査ができないかということも考えている。まだ研究段階だがドローンによる上空からの撮影もかなり簡便になってきたので、9月に研修会を開いて検討を進めていきたいと考えている。改善したことにより出てきた課題に、どう対処していくかということに取り組んでいる。もう一点は、昨年度、しごとの見直しということで様々な課題出てきている中で、防災関係の事業を重点的に、改めて検討を進めてきている。体制も含めて課題があると考えており来年度に向けて検討している。

【議事要旨】

(委員)

平成 29 年度版コンプライアンス推進行動計画に工程表があり、4つの反省から生まれている各取組が書かれている。例えば、コミュニケーションの活性化では、大北森林組合の場合でも、現状把握がきちんとされていれば、上がってくる計画に無理があるのか、ないのか、指導する立場として状況把握ができたと思われる。12月までには、こういう状態にコミュニケーションがなっていると理想だという、四半期ごと（7～9月）に具体的な改善目標を掲げた工程表はないのか。ここには、無理だとしても、それぞれの現場で改善目標を達成するためにどう取り組むか。

(事務局)

運用を意識した整理になっていないということは、そうした点検が不十分だということであり、改善していきたい。

(委員)

3か月単位で取り組むならば、例えば、大北森林組合と北アルプス振興局、北アルプス振興局と本庁林務部がコミュニケーションについては、6月、9月までにこういうコミュニケーションできるようにすれば、不適正事案は起きにくい。12月、3月までにはこういうコミュニケーションができればいいという、到達すべき、達成すべき成果としてのありがたい姿が、それぞれの間に工程表としてなければいけない。それがないと評価しようがない。つまりPDCAのPは計画に書いてあるが、それを具体的に運用するルート別の工程表を作り、ありがたい姿を明示し、部長以下本庁林務部は何をするのか、振興局は何をするのか、大北森林組合は何をするのか、三者に共通するコミュニケーションはこういう風な成果として、よりよいコミュニケーションがとれるように、お互いがすべきことが個人名まで書かれ、やったか、やらなかったか、どこまでやったか、これが、民間が行うPDCAであり、そこから生まれる問題、課題に対しては、きちんと歯止めをし、継続するための仕組みとして、林務部長がやることは何で、振興局長がやることは何で、大北森林組合長や責任者がやることは何で、それがやってあるのか、やってないのか。それをチェックする。それをやってみた6か月間の中で、いろんな次への改善へのヒントが出てきたとか。それを次の計画に落とし込んでいく。こういうやり方をしている。抽象的な計画なので、どのように運営されているかわからない。林務部長と振興局長、振興局長と大北森林組合長、それぞれの間でコミュニケーションの活性化がどのようなテーマでそれぞれ改善活動がされ、どうなっているのかという説明を受けないと、具体的なアドバイスができない。

(事務局)

個々の取組が非常に抽象的で四半期ごとの目標に対する達成状況という形になっていない。コンプライアンス推進の取組をやっていないものではないので、わかるように整理しなおしていきたい。

(委員)

四半期ごとにありがたい姿、達成目標を明示したものはないか。そこまで落とし込むと、誰が何をすべきか、わかりやすくなる。今まで、月に1回電話連絡していたのが、これからは週に1回このことについて、きちんとお互い連絡を取りながら、確認するようにしたとか。大北森林組合長との間で、地域振興局長とは今までこういう会話をしていたが、こういうコミュニケーションをきちんとできるよう、こういうコミュニケーションを9月いっぱいまで行うといった具体的な達成状況のありがたい姿をお互いが共通の目標にして、9月までにどういうことができたか、できなかったか、そこで良かったこと。次に、継続するためにどのような改善が必要か。こうしないと、具体的な改善が実際の成果に結びつかないし、評価もできない。そういうやり方をしていないのであれば、も

ったいない。

(事務局)

そういう点が欠けていたので、是非、改善を図らせていただきたい。

(委員)

四半期ごとの具体的な取組がわからない。近隣の現地機関同士で技術交流、情報共有とあるが、地域振興局が10あり、それぞれいくつかの森林組合がある。情報交換のルートも様々ある。今回、4つの反省に基づいて、現状をきちんと把握しながら林務部の意向もわかってもらう。しかし、実際に森林を整備する森林組合にきちんとやってもらわなければならない。森林組合が直面している課題について、コミュニケーションをどう具体的にとっていけばいいのか。10地域振興局と各森林組合、地域振興局と本庁林務部で、コミュニケーション改善の達成状況が9月末にはこうなっている、3月末にはここまでやろうというのがある、具体的にどんな改善をすれば、そういう達成状況が得られるのか、各地域でこうしようとする。そうした地域ごとの計画でPDCAを回すのが民間では普通だが、この計画だけで出来るか心配であり、わからないから、評価しようがない。

(委員)

コンプライアンス推進行動計画の工程表からすれば、四半期ごとにPDCAを回していくということ自体はよいか。林務部改革推進委員会からは年度末評価で指導、助言をする形になっているが、年度評価は年度評価でよいが、四半期ごとの目標を設定して、チェックをして、次に回していくという運用をやらないと、なかなか1年でまとめてとなると、プロセス管理としてよくわからない。委員会外でも委員にご意見を聞いて民間の事例を参考にしてほしい。大北森林組合の事業実施状況についても、四半期で進捗をおさえてもらい、次に回していく形にしないと管理ができない。仕事が増えて大変かもしれないが、企業では年次報告は必ず行い少なくとも四半期ごとに会計報告出さないといけないという所もある。そちらに感覚に切り替えていただかなければならない。四半期で管理するというをお願いしたい。

(委員)

昨年度はそれなりの取り組みとして評価してきたが29年度はどうするかということ。まず、根本的な問題として、林務部全体、幹部も含めて意識改革をどうするのか。28年度を踏まえて、具体的にどこに問題があったのか見えにくいというのが率直なところ。大久保委員の質問に対する回答も抽象的で、基本的には主体的に議論しなければならない職員たちは、どう理解してやっているのかということも明確な答えは聞こえなかった。大変なことなので、すぐにとということではないが、その整理をきちんとすべきであって、議論が次のステップに移っていく重要なポイント。28年度から29年度に向けての具体的なところ、28年度の取り組みは評価するが、それを29年度どのように展開していくか。連結がうまくいったかが気になる。例えば、しごと改革ではまた今年度棚卸しをやることになっている。前回、28年度に311件の棚卸しをやっておきながら、また行うというのはなぜだろうと思う。納得いかない部分があるので理由を丁寧に書きこんでほしい。また、職員の負担になるのではないかと思う。どうしてだろうという疑問点が出てくるのは、具体的な説明がやや不足しており、抽象的な部分に陥っているから、そういった落とし込みが反映されていなくて、どう評価していいのか苦しむ。新たに課題を設定して、また職員が負担感を持つようなことはないようにしてほしい。今まで、従来の仕事でもいっぱい、いっぱいの中でまたさらに追加的な仕事は避けてほしい。基本的な計画はできている訳だから、それに沿って当面はやっていくということだと思う。それと、大北森林組合の進捗状況が気になる。やむをえない部分もあるが、人材確保とい

【議事要旨】

う言葉がずいぶんたくさん出てくる。作業員の確保とか、人がいなければ進まないのは当然だが、大北森林組合では、今回の事件で職員のモチベーションも下がっているだろうし、新たに優秀な人材来るとはなかなか思えない。そんな中である程度高いレベルの目標を設定しながら、取り組んでいる。まだ前半の期間でその成果は見えにくいかもしれないが、大北森林組合の人材確保に関して、県としてはどのように考えているのか。人がいなければ仕事が進まない。しかし、人材は確保しにくいのではないかと。それに対してどのように今後、取り組んでいくのが大事であって、そうしなければ、長期的な返済期間であってもやはり難しいのではないかとという不安が出てくる。大北森林組合の問題ではあるが、指導する県としてどのように考えるか。

(事務局)

新しく入ってくる職員はなかなかいない。4～8月の間に職員がひとり退職しているということもあり、人材確保は厳しい状況。県OBになるが専務理事も先頭に立って森林組合を引っ張っていただいており、県としても手助け出来るような人材を探しているが難しい状況。ただ、下請け業者も森林組合が補助事業再開するという事で準備段階に入っており、作業員についても春先に復帰しているので、今のところ事業展開には支障はでていない。委員の言われるとおり、今後しっかりと事業を確保するためにも人材確保は平行して進めてまいりたい。

(委員)

それはどうしても進めていかなければいけないこと。併せて、経営計画がどこまできちんとできているのが非常に気になる。将来的な展望の中で、当然あの地域は素材生産業者も非常に少ない。いくなれば、大北森林組合が地域の核とならざるを得ない中において、大北森林組合が自らの経営計画をどこまで立てて、どう将来展望を持ち、そして人材計画はどうかというところが、ある程度しっかりしてこなければ、返済能力も難しいのではないかと。しかし、あの地域において、大北森林組合を切り捨てる訳にはいかない。非常に重要なところ。

(事務局)

大北地域の特徴として非常に広葉樹資源が多い。その広葉樹を活かした搬出、伐採の効率化にはまだまだ余地がある。その部分は信州大学とも連携し、レーザーセンシングの技術を使いながら、効率的に資源の賦存量を把握して、それを大北地域の強みとして活かしていきたいということで、今、経営計画も検討している。広葉樹を利用したい人たちが買い付けに行く場所は他県にしかない状況で、それができうる資源もあり環境も揃っている。そういうところに結び付けることで、大北森林組合の自立を促し、そういう環境が整ってくれば、おのずと人は仕事に応じて集まる。

(委員)

そうだと思う。広葉樹をどうするかはかなり重要な問題で、地上測量もレーザー測量もあるが、それは全県にわたってやるべき問題。別に大北だけではない。大北として、広葉樹をターゲットにするのであれば、その出口をどうするのかということを見据えた上での経営計画が立てられた上でやっていく。レーザー測量は単なる手段にすぎない。そこが重要で展望を抱かなければしんどい。

(委員)

私も現場を案内されたが、大北森林組合に資産として置いてある広葉樹がたくさんある。しかし、あの資産価値をどうやって収益に活かすのかということについての具体的な検討は聞かれなかった。不思議だと思ったのは値決めをどうしているか聞いたところ、5～6年前に決めた値決めでやっているとのこと。大北森林組合で話をすると、狙うべき市場やお客さんとのつながりがほとんど

【議事要旨】

見えない。大北森林組合の計画の中で、専門家の皆さんとの勉強会が立ち上げるとあったが、まだどう動くかは分からない。組合長は民間の経営者だと聞いたので改善されと思うが、市場や顧客との結びつきをきちんと考えて、大北森林組合の持っている広葉樹を扱う特長を経済的に回せるような資源としての収益に結びつけるか。マネジメントの手法になるが、そこがどうなっているのか。林務部として相当チェックしていかなければいけないのではないかな。

(事務局)

森林整備を主体とした組合であったので、森林整備が全く止まっている状況を早く改善し、適正な事業をしっかりと行い、地域の中で貢献しつつ一定の収益を生む形に変える。自立そのものが危ぶまれているのでまずは早急に進めている。一方で、それだけでは将来優良組合に生まれ変わる素地にはならないので、今ある広葉樹資源としっかりと向き合いながら、ご指摘いただいたマーケティングなどを行い、過大な投資をせずに、優良な収益に繋がる仕組みを模索していく必要がある。同時並行で取り組んでいるが、現実はまだまだというところ。

(委員)

たとえば、わかりやすい改善として、大北森林組合の事務所がある続きの棟、資材置場を徹底的に綺麗にしたらどうか。森林組合の作業場をものすごく綺麗にして、お客さんと呼んで見学してもらい、中学生や高校生の若者を呼んで森林をここでこういう風に価値のある材にしていくのだという所を見せたらどうか。そのためには、木屑に埋もれた足の踏み場もないような所を徹底的に2～3か月みんなで綺麗にして、お客さんと呼べるようにするというのもわかりやすい改善の一つ。セールスやマーケティングの話になれば、大町には登山客などたくさんの人たちが来る。帰りに大北森林組合に寄ってみようと、あそこには素晴らしい広葉樹の原木が置いてあるし、きれいな作業場があると、それだけでファンを掴める一つのきっかけになる。作業場が本当にピカピカに綺麗になれば、それだけでも変わったなという印象はみんな受ける。働きたいという人が来るチャンスに繋がる。難しいことを言っている訳ではなくて、出来ることから、皆で綺麗にしようという、お金のかからない改善をしたらどうか。要は自分の職場を誰が見ても胸を張って職場を案内できるように、ピカピカの職場に綺麗にしたらどうか。整理、整頓、清掃の3Sならできるのではないかな。

(委員)

是非、参考にさせていただきようをお願いしたい。

○大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会報告書について

資料に基づき説明

(委員)

大北森林組合について、さらに損害賠償請求が可能という報告をいただくとともに、これまでの県の対応と大きな齟齬を生じさせないような考慮も必要ということもある。この点について、ご意見をいただきたい。

(委員)

なかなか難しい話。今まで大北森林組合に課した8億円余の補助金返還請求があり、かなり経営を圧迫している。とはいえ、大北森林組合は大北地域でも中核となってもらわなければならない重

【議事要旨】

要な組織である。大北森林組合が潰れるようなことがあれば、大北地域の広葉樹資源が活用されなくなる。やはり大北森林組合をどう育てるかに重点をおくべき。例えば、労働力確保の問題。県森連のバックアップも重要なこと。そういうことを含め、経営改善に努めていくことを本旨にして、損害賠償請求は、ある意味、減額するような形で進めていった方が取りあえずは妥当。まずは、経営の安定、確立、再構築を目指す方向で進めていった方がいい。

(委員)

法的課題検討委員会の今後の対応について、林務部改革推進委員会として発言した方が本当にいいのか。どういう主旨で意見をもらいたいのかわからない。

(事務局)

大北森林組合不適正受給事案に関する県の対応については、林務部改革推進委員会に報告し、ご意見を頂戴してきたところ。法的課題検討委員会は損害賠償についてご助言をいただくために設置し、ご意見をいただいた。法的課題委員会においては、法的に最大限請求するとした場合についてお示しをいただいたところ。それを受けて、県として今後どのように対応していくべきかを考えていかなければならない。県としてとるべき対応について林務部改革推進委員会のお立場から、ご意見、ご助言があればお願いしたい。

(委員)

微妙な課題。法的課題検討委員会の報告書に対して意見する立場ではないので、林務部の改革を通じながら、委員の言うとおりの、大北森林組合の再生を図っていくという意見しかない。

(委員)

林務部の業務改革と大北森林組合の再生は、事案の発端から連動している。委員の言うとおりの、まずは大北森林組合の再生を第一義として、県として対応していただきたい。

(事務局)

求償の問題について、全額請求という前提でお話しをいただいているが、当事者間で求償制限が残る点が気になるところ。その辺の考え方についてお聞きしたい。

(委員)

この問題はだいぶ時間がかかってきている。損害賠償について、お互いに求償をお互いしあうということになれば、さらに時間がかかるので、基本的には分割をして相互求償の問題が起こらないようにして、問題の早期安定的な解決を図るべき。それが、大北森林組合の経営の安定にも資する。次に、県職員に対しても損害賠償請求は可能としているが、使用者の被用者に対する求償制限の法理の適用が考えられるとしている。林務部の改革推進という観点からご意見があればお伺いしたい。

(委員)

基本的には、今、しごと改革を積極的に進めている中における評価であると考ており、それとの抱き合わせでなければいけない。単純な話ではない。信義則に基づく減額の判例もあることから、それらも含めて考えるべき。そういった総合的なトータルな見方で検討しなければいけない。ただ、県民に対して、明快な説明は必要でしっかりやるべき。それなくしては、県民と林務部の信頼関係は生まれてこない。

(委員補助員)

報告書 21 ページに、使用者の被用者に対する請求において、信義則で請求金額を制限する場合があることに関して、これは信義則の適用なので、個々の事案、個別の職員の状況次第であり、法的課題検討委員会報告書でもあえて様々な事情があったことが箇条書きで記載されている。まったく請求しないということは慎重に考えなければいけないが、請求する場合でもやはり個々の職員が自己利得のためにやったわけではなく、士気にかかわるので、あくまで、法的課題検討委員会が出した数字は最大限であることを前提とした、適切な金額の調整を図るべき。

(委員)

横領などの事例以外で、長野県が職員に対して、損害賠償請求するといった前例はおそらくない。業務を遂行する中で、特に、非財務会計職員については、過失があれば賠償請求可能ではあるが、ただ実際に損害賠償請求した事例が少ないというのは、どうしても人間にはミスがあるということで、別の方法でカバーするという実務だったと思う。今回は、横領などではないが、重大なコンプライアンス違反であるということで、刑事判決でもそうした指摘があるので、県民の信頼回復という点と法的課題検討委員会の報告書が提出されていることからすると、何もしないという選択肢は難しい。他方、大北森林組合に対する損害賠償請求と同様に、ある程度の期間で安定的に解決することが大事。職員への損害賠償請求と組織改革の推進はどうしても相いれないものがある。請求せざるを得ないとしても、ある程度安定的に早期にしてもらいたい。そういう意味では、求償権の制限の法理を適用した上で、責任の分配をしていただきたい。そうでないと、大北森林組合と元専務のような相互求償の関係がいつまでも残り解決しないということになる。財務会計職員、非財務会計職員をそれぞれ含めて、責任の分配をして、請求をするのであれば求償権の制限をしたうえで請求するのが、安定的な解決になる。ただ、常に透明性を持って、ちゃんと説明をしていただきたい。損害賠償請求を行うことになった場合、部のコンプライアンスの推進の観点からどういう点に留意すべきか、という質問についてご意見を伺いたい。

(委員)

今、進めている改革は改革で反省にたつてどんどん動いていく。損害賠償請求をどんな形で行っても、基本的には、林務部改革は進めていくというスタンスなのだから、コンプライアンスの推進

は、独自に進めていくべき。

(委員)

法的課題検討委員会について、議題とするのは本委員会にふさわしくない。あくまで前向きに、県職員や現場を預かる森林組合職員が、高いモチベーションで、我々が長野県の自然や山を守っていくのだという前向きの姿勢をみんなで作っていかうということに集中していきたい。

(委員)

損害賠償請求に関しては、内容を県民にわかりやすく、説明していただきたいのと同時に、請求される職員に納得感を持っていただくようにしていただきたい。相当重大なコンプライアンス違反に限定しており、横領などの事案ではなく、士気を失って林務部再生のブレーキとなるのは、嫌なことなので、請求する場合は職員に対しても、よく説明していただきたい。

○その他

(委員)

大久保委員から、欠席した場合の事前説明と意見聴取の方法についてご意見をいただいている。全員出席が望ましいが、委員の皆さんご多忙であり日程調整の結果、欠席される委員がいる場合の今後の対応について、県の考え方は。

(事務局)

委員からご指摘いただいたとおり、お忙しい皆様でやむを得ず、ご欠席となる場合が今後もあり得る。その場合には事前に私どもで内容について、詳しくご説明をさせていただいたうえで、ご意見をいただく機会を設けてまいりたい。今回、至らない点があったが改善してまいりたい。

(委員)

貴重なご意見があったと思うので、反映させてもらいたい。

(林務部長)

林務部改革の取組については、方向性を提示して、取り組んでいるつもりであったが、改めて、PDCAという観点できちっと整理し、お示しできていないということであれば、まだまだ取組の入口に過ぎないと反省しているところ。ここは、身を引き締めて、林務部職員がそれぞれモチベーションを高く、意欲を持って、未来に健全な森林をちゃんと引き継いでいけるような形に、仕事として取り組んでいけるよう持っていきたい。引き続きご指導を賜りたい。また、大北事案についても示唆に富んだご指摘をいただいたので、内容を踏まえて、次のステップに繋げてまいりたい。

【議事要旨】

(委員)

もし、参考になるのなら、うちの会社の方へどうぞ皆さん来てください。民間では改善に関するPDCAをどういう風に現場で回し、管理者はどのように関わって、マネジメントとしてどのように運営しているのか。できるだけ説明しますので、組織として、皆さんの参考になる事例があると思うので、遠慮なく来てください。